

5. 日中経済摩擦の情報源

小泉首相の靖国神社参拝、西北大学の日本人学生寸劇事件等々、日中間において異なるレベルで多様な摩擦が発生している。日中経済関係でも、ここ数年来、三菱自動車のパジェロのリコール問題、東芝のノート・パソコンの補償問題、日本航空の中国人乗客への対応問題など、思いもよらないような摩擦が発生している。これらの事件については、青樹明子『日中ビジネス摩擦』（新潮新書、2003年）、信太謙三『中国ビジネス 光と闇』（平凡社新書、2003年）、渡辺浩平『中国ビジネスと情報のわな』（文春新書、2003年）などが詳しいが、その背景には、経済成長に裏打ちされた中国人の自信とある種のナショナリズムの台頭が、また長引く不況の末に中国経済に活路を見出さざるをえなくなった日本経済の苦悩の姿があるといえよう。

このような前提に立てば、近年の日中経済関係を象徴する2001年のセーフガード問題も理解しやすくなる。セーフガードの基礎知識、関連国際協定・国内法令、セーフガード発動の経緯については、所管官庁である経済産業省と農林水産省、具体的措置については財務省が内容豊富なホームページを設けている。

経済産業省 (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/safeguard)

農林水産省 (http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/sg_kanren/sg_kanren.htm)

財務省 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/kanzei.htm>)

2001年4月23日に暫定発動されたセーフガードの対象は、ネギ、生シイタケ、イグサの3品目であり、発動期間として200日が設定された。この間、3品目は過去200日間の平均輸入量の範囲内では3～6%の現行関税率が適用され、超過部分に対しては最高266%の関税が課されることになった。3品目の輸入先は中国が圧倒的であり、セーフガードは事実上中国産品を対象とした措置となった。発動要請の根拠となったセーフガード調査は、世界貿易機関（WTO）協定の9指標（輸入量の増加率、輸入の増加量、国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用）をカバーしており、これらの指標を一瞥すると、輸入急増により3品目の国内生産者が苦境に陥っている姿が確かに認められる。

しかしこれら3品目は、いずれも日本市場向けに日本企業が中国に持ち込んだ開発輸入商品である。そのため日本チェーンストア協会からは、セーフガード反対の声が上がった。一方、生産者団体に加えて、消費者団体が食品の安全性の観点から、国内農業とセーフガード発動を支持している動きは実に興味深い。農水省関連では、上記の3品目に続き、タマネギ、トマト、ピーマン、ウナギ、ワカメ、木材が「調査要請品目」、ニンニク、ナス、干しシイタケ、カツオ、合板、加糖調整品が「監視対象品目」にあがっており、セーフガード「候補」品目はまさに目白押しである。

セーフガードの対象が工業製品に及ぶとなると、さらに深刻な事態が予想される。すでに綿製品、タオル、ネクタイといった繊維業界からは、セーフガード調査の要請

対中国繊維特別措置と繊維セーフガードとの比較

	対中国繊維特別措置	繊維セーフガード
根拠	中国のWTO加盟作業部会報告書	WTO繊維協定
発動対象国	中国	特定国
発動要件	・中国産繊維製品等の輸入により、秩序ある貿易の発展を妨げる恐れを有する市場攪乱又はその恐れ（輸入は絶対的又は相対的増加）	・国内産業に重大な損害を与え又は与える現実の恐れがあるような総輸入数量の増加、かつ ・特定国からの輸入の急激かつ著しい量の増加（輸入は絶対増）
調査手続	4ヵ月以内	6ヵ月以内
対象品目	繊維協定の対象品目	繊維協定の対象品目のうちガットに統合されていないもの
措置内容	・協議要請日から、中国側の輸出制限義務が生じる －中国側の輸出制限水準は、協議要請の直近1年間の中国産繊維製品等の輸入数量の7.5%増（毛製品については6%増）以下の水準 ・協議で合意成立の場合、輸出国管理 ・協議で90日以内に合意が成立しない場合、輸入国側の輸入数量制限	・二国間協議で合意成立の場合、輸出国管理 ・協議で60日以内に合意が成立しない場合、輸入数量制限 －協議要請の直近1年間の輸入実績以上の水準（2年目以降6%以上の増加）
発動期間	中国へ協議を要請した年の12月31日までただし、協議要請から年末までが3ヵ月以内の場合は、当該協議要請をした日から1年間以内	最長3年（延長なし）
対抗措置	規定なし	規定なし
適用期間	2008年12月31日まで	2004年12月31日まで
通報	規定なし	協議の要請及び措置発動の際に繊維・繊維製品監視機関（TMB）に通報する

注1：輸入の絶対的な増加とは、輸入数量が増加することをいう。

注2：輸入の相対的な増加とは、輸入数量は減少しているが、それ以上に国内生産が減少し、輸入品のシェアが上昇することをいう。

資料：経済産業省「対中国繊維特別措置告示の概要」平成14年6月（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/safeguard/html/taichusen_sg.html）

が繰り返されており、日本タール工業組合連合会の経済産業省への要請は同省のホームページに掲載されている。そもそもセーフガードとは、特定品目の輸入急増により国内産業が重大な損害を被った場合に、当該品目の輸入を暫時制限する措置である（一般セーフガード）。とくに発展途上国の有力輸出商品である繊維製品に対しては、2004年末までWTO繊維協定により輸入数量の制限が認められている（繊維セーフガード）。これに加えて、中国のWTO加入議定書では、対中国経過的セーフガードが加盟後12年間、対中国繊維特別措置が2008年末まで認められており、セーフガード発動の幅はさらに広がった（上表参照）。

（大橋英夫／専修大学教授）